介護保険負担限度額認定について（介護保険施設の食費・居住費の軽減）

介護保険施設の食費・居住費は全額自己負担となりますが、次の要件を満たす方は所得に応じて、食費・居住費を軽減する制度（負担限度額認定）があります。

介護保険施設を利用している方または利用予定の方はご申請ください。

裏面あり

«対象施設»

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設
ショートステイ（短期入所・短期療養）

«認定要件»　※全ての要件を満たす方が対象

①生活保護世帯または市民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）であること
②下記区分要件に該当する方

«認定期間»

令和５年８月１日から令和６年７月３１日まで
※８月以降に申請された場合は、申請月の初日に遡って有効になります。
※申請月より前に遡ることはできませんので、ご注意ください。（生活保護受給者を除く）
※認定期間中に要件を満たさなくなった場合は、認定が失効されます。

居住費・食費の自己負担限度額（自己負担の上限額）　（単位：円／日）

区分要件	資産要件	食費の限度額（日額）	居住費・滞在費の限度額（日額）		
【第１段階】 生活保護受給者もしくは 非課税世帯の老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000 万円以下 【夫婦】 2,000 万円以下	300	ユニット型個室		820
			ユニット型個室的多床室		490
			従来型個室	特養･短期入所	320
				老健・療養型	490
			多　床　室		0
【第２段階】　非課税世帯 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が年間 80 万円以下 障害年金･遺族年金等の非課税年金も含む	【単身】 650 万円以下 【夫婦】 1,650 万円以下	390 【600】	ユニット型個室		820
			ユニット型個室的多床室		490
			従来型個室	特養･短期入所	420
				老健・療養型	490
			多　床　室		370
【第３段階】①　非課税世帯 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が年間 80 万円超え 120 万円以下	【単身】 550 万円以下 【夫婦】 1,550 万円以下	650 【1,000】	ユニット型個室		1,310
			ユニット型個室的多床室		1,310
			従来型個室	特養･短期入所	820
				老健・療養型	1,310
			多　床　室		370
【第３段階】②　非課税世帯 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が年間 120 万円超え	【単身】 500 万円以下 【夫婦】 1,500 万円以下	1,360 【1,300】	ユニット型個室		1,310
			ユニット型個室的多床室		1,310
			従来型個室	特養･短期入所	820
				老健・療養型	1,310
			多　床　室		370

【】内の金額は、ショートステイ（短期入所・短期療養）を利用した場合の額です。

介護保険負担限度額認定　提出書類について

①介護保険負担限度額認定申請書

成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

②本人および配偶者の通帳等の写し　（※生活保護受給者は添付不要）

■通帳表紙の裏ページ（口座名義人・銀行名・支店名・支店番号・口座番号）

■最終残高が分かるページ（申請日から２ヶ月以内に記帳されていること）

■定期預金のページ

通帳表紙の裏ページ

口座名義人
○○　○○様

○○銀行　××支店

支店番号
○○○（３桁の数字）

口座番号
１２３４５６７
（７桁の数字）

最終残高のページ

«普通預金»

・取引年月日
・金額
・最終残高

定期預金のページ

«定期預金»
預入明細

【以下の資産を所有している場合は、写しをご提出ください】

※複数お持ちの場合は、すべての写しが必要です。（※生活保護受給者は添付不要）

③有価証券（株式・国債など）

― 証券会社や銀行の口座残高ページの写し

④金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属

― 購入先の銀行の口座残高の写し

⑤投資信託

― 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し

⑥負債（借入金・住宅ローン）

― 借用証書の写し（貸付額・返済期日・本人及び相手方の署名、捺印）
※営む業務に係る負債は対象外